

# 下野市景観計画に定める届出対象行為

## 【届出対象行為】

行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)	備 考	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 〔景観法第16条第1項第1号〕	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	特定届出対象行為 〔景観法第17条第1項〕	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 〔景観法第16条第1項第2号〕	① さく、塀、垣(生垣を除く)、擁壁等	高さ3mを超えるもの	高さ5mを超えるもの	特定届出対象行為 〔景観法第17条第1項〕
	② 煙突、排気塔等 ③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④ 記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤ 高架水槽、冷却塔等 ⑥ 広告塔、広告板等 ⑦ 彫像、記念碑等	高さ10mを超えるもの	高さ15mを超えるもの	
	⑧ 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ15mを超えるもの	高さ20mを超えるもの	
	⑨ 観覧車、メリーゴーラウンド等の遊戯施設 ⑩ アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫ 自動車車庫の用に供する施設 ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ10m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
	⑭ 再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	高さ2mを超えるもの又は区域面積500㎡を超えるもの	高さ5mを超えるもの又は区域面積5,000㎡を超えるもの	
都市計画法で規定する開発行為 〔景観法第16条第1項第3号〕	区域面積10,000㎡を超えるもの	—		